

平成18年5月19日

各位

会社名 イチカワ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 蛭間良右  
(コード番号 3513 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 高田 悟  
(TEL. 03 - 3816 - 1111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 定時株主総会の議決権の基準日について定める現行定款第11条(基準日)を、変更案第15条(定時株主総会の基準日)に移設し、所要の変更を行うものであります。
- (5) 事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、個別注記表および連結計算書類の全部につき、インターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 第6章として、新たに会計監査人に関する規定を設けるものであります。

- (7) 該当条項、用語および表現等の変更に伴い、現行定款第 3 条（本店所在地）、第 4 条（公告の方法）、第 5 条（株式総数）、第 6 条（自己株式の取得）、第 7 条（1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行）、第 9 条（名義書換代理人）、第 15 条（決議の方法）、第 16 条（議決権の代理行使）、第 18 条（選任）、第 19 条（任期）、第 20 条（代表取締役）、第 27 条（選任）、第 28 条（任期）、第 29 条（常勤の監査役）、第 32 条（営業年度及び決算期）、第 33 条（利益配当金）、第 34 条（中間配当）、第 35 条（配当金等の除斥期間）について所要の変更を行うものであります。
- (8) その他各条文の字句および表現の整備を行うとともに、条文の新設および削除に伴う条数ならびに章数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

添付資料 定款変更案 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 94,169,000株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の <u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の決議で定める株式取扱規程によるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行<del>う</del>う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 94,169,000株とする。 (削除)</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の決議で定める株式取扱規程によるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)  <u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。但し、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。  前項の請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)  <u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権に関する登録、信託財産の表示、株券の再発行に関する手続、単元未満株式の買取及び買増、届出の受理、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)  <u>第11条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。但し、当社が売渡す数の自己株式を有しないときは、この限りでない。  __ 前項の請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。  __ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  __ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行	変 更 案
<p>(株式取扱規程)  <u>第10条</u> 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権に関する登録、信託財産の表示、株券の再発行に関する手続、株主等の氏名・住所及び印鑑の届出、外国に在住する株主等の仮住所又は代理人の届出、株券不所持の申出、単元未満株式の買取及び買増、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式の取扱いに関する手続及びその手数料については、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基 準 日)  <u>第11条</u> 当会社の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とする。  <u>前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)  <u>第12条</u> 定時株主総会は、毎年6月に招集する。  <u>前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招 集 地)  <u>第13条</u> 株主総会は、法令に定める地又は東京都中央区にこれを招集する。</p>	<p>(株式取扱規程)  <u>第13条</u> 当会社の株式の取扱いに関する手続及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)  <u>第14条</u> 定時株主総会は、毎年6月に招集する。  <u>前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)  <u>第15条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招 集 地)  <u>第16条</u> 株主総会は、東京都文京区にこれを招集する。</p>

現 行	変 更 案
<p>(招集者及び議長)  第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長これを招集し、その議長となる。  取締役社長事故あるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役これに代る。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)  第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>商法第343条の定めによる決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)  第16条 株主は、議決権を行使しうる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。  (新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)  第17条 当会社に取締役7名以内を置く。</p>	<p>(招集者及び議長)  第17条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。  — 取締役社長に事故あるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第18条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)  第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  — <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  第20条 株主は、議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  — <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)  第21条 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(選 任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議による。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役) 第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議で定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会) 第22条 取締役会は、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集者、議長及び招集通知) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長これを招集する。</u></p> <p>取締役会長は取締役会の議長となる。 取締役会長を置かないとき又は事故あるときは、<u>取締役社長これを代行し、取締役社長も事故あるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役これに代る。</u></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(選 任) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。 — 前項の選任決議には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>— 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第25条 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者、議長及び招集通知) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集する。</u></p> <p>— 取締役会長は取締役会の議長となる。 — 取締役会長を置かないとき又は事故あるときは、<u>取締役社長がこれを代行し、取締役社長も事故あるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>— 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行	変 更 案
<p>(執行役員) 第24条 当会社に執行役員を置く。 執行役員は、取締役会の決定を受け、業務執行を担当する。 執行役員は、取締役会規程の定めるところにより、これを選任する。</p> <p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関し、法令又は定款に規定のない事項については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第26条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議による。</u></p> <p>(任 期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠によって選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 監査役は<u>互選により、常勤の監査役を定める。</u> <u>必要により常任監査役を置くことができる。</u></p> <p>(監査役会の招集者及び招集通知) 第30条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(執行役員) 第28条 当会社に執行役員を置く。 — 執行役員は、取締役会の決定を受け、業務執行を担当する。 — 執行役員は、取締役会規程の定めるところにより、これを選任する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関し、法令又は本定款に規定のない事項については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 — 前項の選任決議には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> — <u>任期満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (削除)</p> <p>(監査役会の招集者及び招集通知) 第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 — 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>



現 行	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第31条 監査役会に関し、法令又は定款に規定のない事項については、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">6章 計 算</p>	<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関し、法令又は本定款に規定のない事項については、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選 任) 第36条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任 期) 第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期) 第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 <u>決算は毎営業年度末日に行う。</u></p> <p>(利益配当金) 第33条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という。)</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第35条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (削除)</p> <p>(期末配当) 第39条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第41条 <u>期末配当金及び中間配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>

以 上